平成２３年（フ）第３０１号
広島県福山市手城町２丁目24番18号　グレースＫＥＩ―Ａ102、旧住所広島県福山市宝町１番１―703号
債務者　田中　泰三
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３０２号
広島県福山市引野町北４丁目６番16―101号
債務者　田中ユキ子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第４０号
富山市田畑961番地20
債務者　木花　茂春
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７７４号
神戸市須磨区行幸町３丁目７番43―204号、従前の住所神戸市須磨区須磨寺町２丁目３番８号　ルミエール・セキ203
債務者　小南淑真子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４５８号
神戸市東灘区北青木１丁目１番３―603号
債務者　吉氏　　翔
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７号
兵庫県三木市口吉川町里脇329番地の１
債務者　川﨑　真路
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４号
愛知県北名古屋市西之保青野43番地１　グリーンハイツ207号
債務者　山川　征夫
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２号
熊本県上益城郡御船町大字滝川46番地13　ヨシコーポ101号
債務者　丸田　友孝
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第９１号
熊本市池上町524番地　市営住宅２Ｃ―２―205
債務者　河端　　猛
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２２号
栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島397番地２、前住所栃木県塩谷郡塩谷町大字道下826番地１
債務者　西川　尚子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３６号
栃木県日光市木和田島2320番地３、前住所栃木県日光市土沢2038番地57
債務者　寺﨑　誠一
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２号
栃木県日光市中央町17番地７　サンビレッジオアシスⅡＡ―101、前住所栃木県下野市川中子3329番地444　シティーハイムドミール102号
債務者　山﨑　祐一
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５号
栃木県日光市山口804番地24
債務者　田中　智晴
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６７号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1094番地１サンビレッジ高根沢Ｅ101、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1231番地１　宝積寺コーポ105
債務者　関　　堯男
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７２号
栃木県宇都宮市山本１丁目１番１号　前橋コーポ102号
債務者　田野實　武
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第８３号
栃木県宇都宮市御幸ヶ原町36番地39　グリーンハイツ三澤パート６―Ｂ105
債務者　増山　一哉
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係